

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 8 年 5 月 22 日

（名 称） 堺市地域公共交通バリア解消促進等協議会
（代表者名） 会 長 堺市交通政策課公共交通担当課長

1. 生活交通改善事業計画の名称

堺市生活交通改善事業計画（近鉄バス株式会社 ノンステップバス導入）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

堺市内において、バス運行を担う近鉄バス株式会社や関係機関が協力し、乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、一層のバリアフリー化を推進する。

近鉄バス株式会社は堺市内で 7 系統を 22 台の車両で運行している。これらを管轄する営業所の車両数は 109 台で、ノンステップバスの割合は 80.7%（令和 8 年 4 月末日現在）となっている。また、堺市内においては、ノンステップバス車両は 16 台（車両数比率 72.7%、令和 8 年 4 月末日現在）であり、さらに導入を推進することで、高齢者や障害者等にとって利用しやすい環境を整備する。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

令和 10 年度までに、近鉄バス株式会社のノンステップバス導入率を堺市内の系統を管轄する営業所においては約 96.3%、堺市においては 95.4%にする（適用除外認定車両を除く）。令和 11 年度以降は未定。

（2）事業の効果

ノンステップバスは乗降口のステップがなく、誰もが乗降しやすいため、バスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減される。また、そのようなバリアフリー化の効果とともに、乗降時間が短縮されて定時運行にも効果があると期待され、バスの利用者の増加に寄与すると考えられる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）・ノンステップバスの導入

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）

近鉄バス（株） 身体・知的 普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割

精神 設定なし

（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。※令和 8 年 4 月末日現在

堺市内の系統を管轄する営業所

- ・ノンステップバス：88 台、ワンステップバス：21 台、リフト付バス他：0 台
- ・乗合バス車両の総車両台数：109 台

堺市内 ・ノンステップバス：16台、ワンステップバス：6台、リフト付バス他：0台 ・乗合バス車両の総車両台数：22台
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉
〈バスターミナルに係る事業〉

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和8年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
公共交通利用 促進事業 (ノンステッ プバス)	192,500 千円	9,800 千円	千円	千円	182,700 千円
	100%	5.09%	%	%	94.91%
HV部分に 係る費用	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	192,500 千円	9,800 千円	千円	千円	182,700 千円
	100%	5.09%	%	%	94.91%

備考

令和9年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
公共交通利用 促進事業 (ノンステッ プバス)	137,500 千円	7,000 千円	千円	千円	130,500 千円
	100%	5.09%	%	%	94.91%
HV部分に 係る費用	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	137,500 千円	7,000 千円	千円	千円	130,500 千円
	100%	5.09%	%	%	94.91%

備考

令和10年度（翌々年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
公共交通利用 促進事業	137,500 千円	7,000 千円	千円	千円	130,500 千円

(ノンステップバス)	100%	5.09%	%	%	94.91%
HV 部分に係る費用	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	137,500 千円	7,000 千円	千円	千円	130,500 千円
	100%	5.09%	%	%	94.91%
備考					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。												
事業の名称	令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4月	10月	12月	3月	4月	10月	12月	3月	4月	10月	12月	3月
ノンステップバスの導入	大型7台 10月着手				大型3台 中型2台 4月着手 10月着手				大型4台 中型1台 10月着手			
	●————●				●————●				●————●			
	2月完了				2月完了				2月完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> 令和8年5月22日 堺市地域公共交通バリア解消促進等協議会において計画内容の審議 	

8. 利用者等の意見の反映	
<ul style="list-style-type: none"> アンケート等の意見聴取は実施せず。 	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	堺市 交通部交通政策課、障害福祉部障害施策推進課
交通事業者・交通施設管理者等	南海バス株式会社、近鉄バス株式会社
地方運輸局	大阪運輸支局
その他協議会が必要と認める者	

- 注意事項
- 総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

(所 属) 建築都市局 交通部 交通政策課

(氏 名) 齊藤

(電 話) 072-228-7549

(e-mail) kosei@city.sakai.lg.jp